（一財）札幌市住宅管理公社　標準仕様書

Ⅰ　適用範囲

この仕様書は、（一財）札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する小額工事（単価契約による請負工事を含む。）及びそれら工事費の見積において適用する。

Ⅱ　施行条件

１　適用基準

建築、電気及び機械の各工事について、特記なき場合は当該改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を、土木の工事については、土木工事共通仕様書（札幌市財政局工事管理室監修）を、それぞれ準用する。

２　その他特記事項

前1に掲げるほか、特記仕様書又は現場説明事項に基づき施行するものとする。

３　仕上げの程度

特記なき場合は、改修前の機能・意匠を踏襲し、それらの回復を図るに必要十分な程度とする。

Ⅲ　一般事項

１　工事工程表の提出

契約締結後5日以内に提出すること。公社担当者の承諾がある場合は、報告に代えることができる。

２　諸法規の遵守

建設業法その他関係法令・規定類を遵守し、工事の適正な施行を図ること。

３　建設リサイクル法該当工事の事前協議・書類提出

該当する工事（例：建築物の解体等で延べ面積 80 ㎡以上）については、同法に基づき、必要な事前協議及び書類提出を行うこと。

４　施行中の安全と環境確保

関係法令に従って事故の防止に努めるとともに、公害その他災害の発生の恐れがある場合は、公社担当者と協議し適切な措置を講ずること。

特に次の安全確保に留意し災害の防止に努めること。

（1）　高所作業における落下事故、転倒事故の防止
（2）　火気の安全管理
（3）　第 1 種・第 2 種酸欠場所の安全管理
（4）　有毒ガス、引火性ガスに対する安全管理

５　交通安全及び公害対策

工事車両は、交通安全の確保及び公害等の対策に万全を期すこと。

６　苦情の対応処置

当該工事の施行について苦情を呈された場合には、受託者は誠意をもって対応し、必要に応じて公社担当者に報告すること。

７　発生材（建設副産物）の処理等

（1）　次の国の法律・要綱の規定を遵守し資源の有効利用と廃棄物の抑制に努めることとし、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の指定副産物は、特に再資源化に努めること。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・「再生資源の利用の促進に関する法律」
・「建設副産物適正処理推進要綱(H14.5.30 改)」

(2)　建設副産物は、原則として札幌市内の処理施設を「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」（環境局 HP 参照）から指定すること。ただし、アスファルト防水材、非飛散性ｱｽﾍﾞｽﾄ成型板については、市外に搬出すること。

(3)　特別管理産業廃棄物（PCB 等）に該当する恐れのある物については、分析を行い、結果を公社担当者に遅滞なく報告、協議し適切な措置を講ずること。

８　他工事との取り合い

当該工事と関連する工事相互間においては、工程を相互に調整し、協調して施行すること。

９　建設機械の選定

建設機械は、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型のものを使用し、作業時間に留意し必要な防塵対策を施す等、工事公害の防止に努めること。

１０　シックハウス（揮発性有機化合物）の対策

「札幌市公共建築物シックハウス対策指針及び同解説」に基づき材料の選定、確認、測定、指針を超えた場合の措置などを行うこと。

Ⅳ　しゅん功時の提出書類

別紙1「（一財)札幌市住宅管理公社　書類作成の手引き（小額工事用）」による。

Ⅴ　工事及び業務に係る事故等が発生した場合の連絡

夜間（17:45 から翌日 8:45 まで）・土・日・祝日の全日に事故等が発生した場合は、緊急連絡センター（640-5325）に至急連絡すること。

平成 15 年 4 月 1 日　作成
令和 4 年 5 月 31 日　改訂